

予算決算常任委員会の設置について

1 予算決算常任委員会の設置

議会委員会条例を一部改正し、令和3年6月1日から予算決算常任委員会を設置する。

新しく設置する予算決算常任委員会は、所管事項を「予算に関すること。」及び「決算に関すること。」とする。

予算決算常任委員会設置の目的

- ① 予算議案の分割付託を解消
- ② 予算審査と決算審査を全議員が行い、総合的・一体的に審査
⇒議員間討議を活発にし、合意形成を図りながら、
PDCAサイクルによる議会の政策活動及び監視機能を強化

2 予算決算常任委員会の構成

予算決算常任委員会の委員は議長を除く全議員で、全ての議員が予算議案、決算認定議案の委員会審査に関わる。

議長は、議会全体の統制者であることから委員から除き、副議長は、議長に事故がない限り一般の議員と全く同じ地位にあるので委員に含める。監査委員である議員は、地方自治法など法的制限はないことから、制度上の制約等により良識的限界を持つ立場に置かれていることを十分に理解した上でそれぞれの立場で活動を行う限りにおいては、監査委員である議員も常任委員として予算、決算等の審査、調査に加わる。

3 分科会の設置

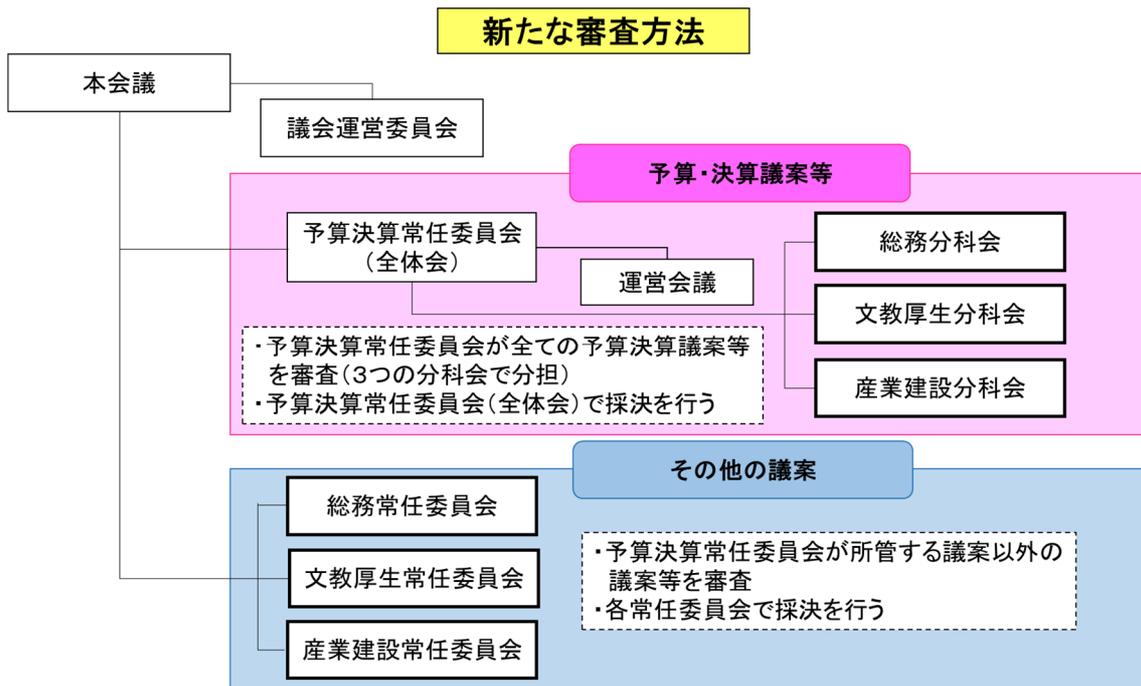
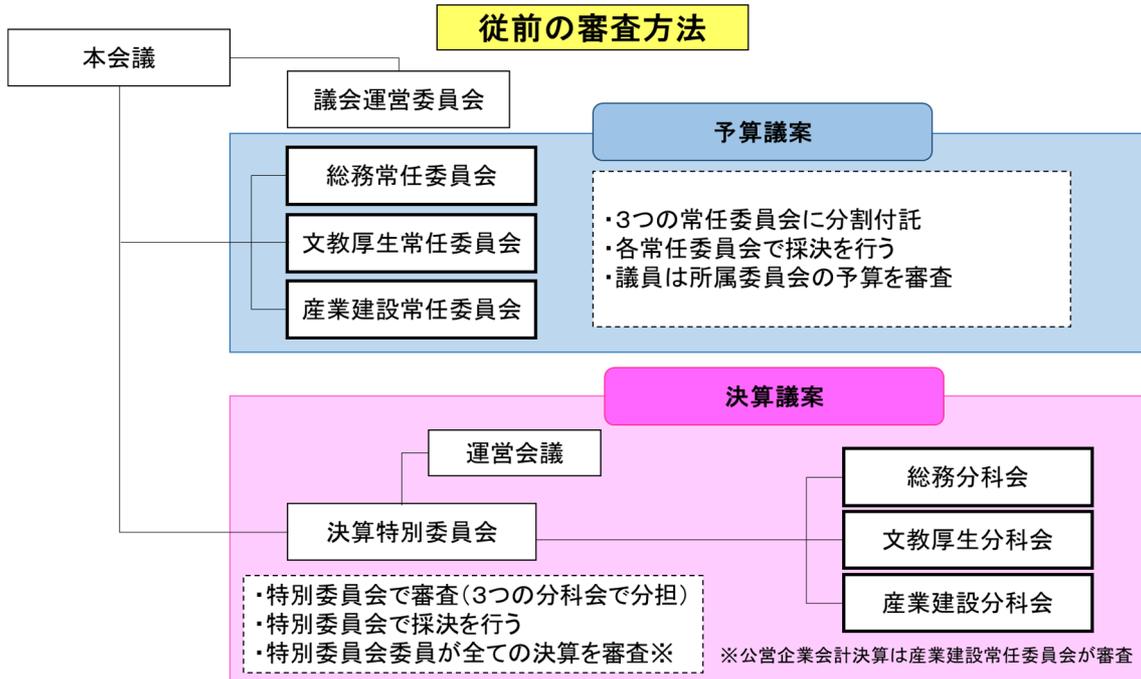
予算決算常任委員会には、分科会を設置し詳細審査・調査を行う。分科会の所管部局等は、それぞれ相当する常任委員会と同一とする。

4 運営会議の設置

予算決算常任委員会の円滑な運営を図るために運営会議を設置する。

構成は、正副委員長及び議会運営委員会の正副委員長・各常任委員会の正副委員長(正副分科会長)の他、いずれにも該当しない会派の代表者とする。

運営会議は、議案送付後に委員長が招集する(会期開始前に開催)。所管事項は、審査・調査日等の日程調整、総括質疑の実施の有無、質疑、質問者の調整・議案付託等について協議・決定する。



予算決算常任委員会の構成

	予算決算常任委員会 (全体会)	分科会	運営会議
委員	委員は、議長を除く全議員	総務、文教厚生、産業建設常任委員会と同じ	正副委員長、各正副分科会長、議会運営委員会正副委員長、いずれにも該当しない会派の代表者
正副委員長・分科会長	互選により決定	総務、文教厚生、産業建設常任委員会と同じ	予算決算常任委員長が主宰
説明員の出席	必要に応じて求める(運営会議で決定)	所管の部課長	なし
開催場所	委員会室	委員会室	委員会室
インターネット中継	中継する 協議会では中継しない	中継する 作業部会では中継しない	中継しない

5 付託議案

予算決算常任委員会に付託する議案は、予算及び予算関連議案、決算認定議案及び決算関連議案とする。

(1) 予算

予算議案は、一般会計、特別会計、企業会計の当初予算及び補正予算
予算関連議案について、予算関連議案か否か疑義が生じる場合は、議長が議会運営委員会に諮って協議し、決定する。

付託選別の基本基準を次の3区分と定める。

① 予算の根幹部分に係る制度の改廃に係る議案

例：特別会計の設置、改正、廃止を内容とする条例、
基金の設置、改正、廃止を内容とする条例など

② 歳入予算を伴う議案

例：市税関係条例、分担金、負担金、使用料、手数料関係条例など

③ 歳出予算を伴う議案（予算の執行に係る議案を除く）

例：職員等給与に関する条例など

(2) 決算

決算認定議案については、一般会計、特別会計、企業会計の全ての会計。うち、企業会計は、所管する分科会での審査とする。

6 予算決算常任委員会の審査・調査

予算決算常任委員会が付託を受けた議案の審査方法は、案件に応じて効果的・効率的な審査方法を運営会議で協議し、決定する。

審査の流れは、委員会で総括質疑を行い、次に分科会で審査を行い、最後に委員会で分科会長報告、委員間討議、討論、採決を行うことを基本とする。

総括質疑の省略、分科会での詳細審査の省略など、案件に応じてそれぞれ効果的な審査方法を用いる。

予算決算常任委員会の付託議案審査方法パターン

	当初予算 関係	決算審査 (一般・特 別)	決算審査 (企業会計)	補正予算 関係	随時会議
本会議	提案・説明			提案・説明 総括質疑	提案・説明 総括質疑
委員会	補足説明		補足説明		
委員会	総括質疑※	総括質疑※			
分科会	詳細審査	詳細審査	詳細審査	詳細審査	
委員会	会長報告・ 採決	会長報告・ 採決	会長報告・ 採決	会長報告・ 採決	
本会議	報告・採決	報告・採決	報告・採決	報告・採決	質疑・採決
対象会議	2月会議	9月会議	9月会議	6・12月会議	

※総括質疑については要検討

7 予算決算議案審査の流れ

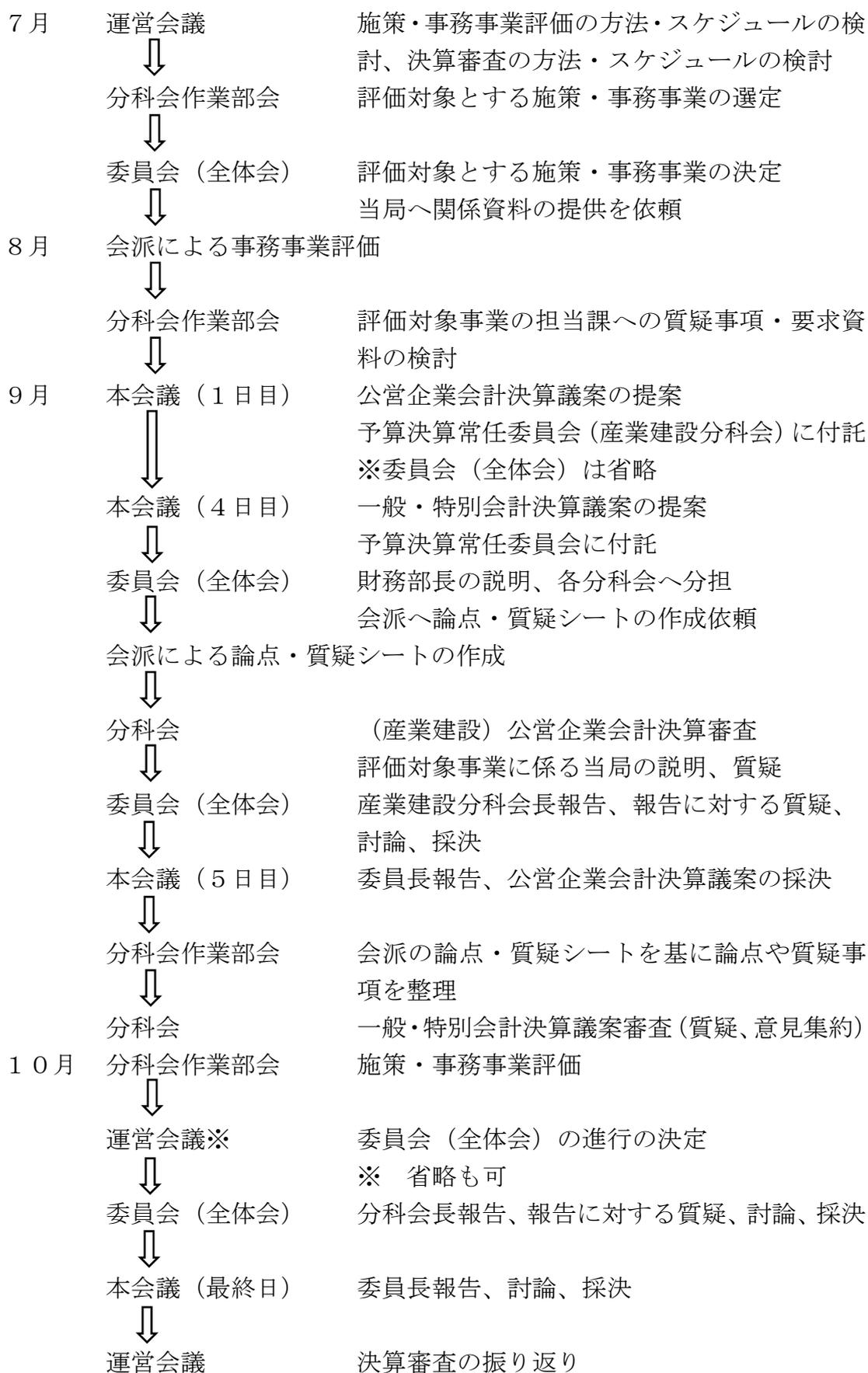
- (1) 当局からの議案送付後、運営会議を会期開始前に開催し、議案の分担先や審査方法を決定する。
- (2) 議案説明後、予算決算常任委員会（全体会）を開催し、本会議から付託された議案を各分科会に送付する。予算の場合は分科会に送付するのみであるため、全体会の開催を省略。決算の場合は財務部長による監査委員の意見書報告の説明後に、分科会に送付する必要があるため、必ず全体会を開催する。
- (3) 補正予算の場合は、分科会を開催した後に、同日、常任委員会を開催する。
- (4) 分科会は、詳細審査を行う。質疑のみであり、討論、採決は行わない。委員は、分科会で議案の賛否理由を意見として発言する。
- (5) 分科会審査終了後、再び運営会議を開催し、全体会の進行を決定（省略できる）
- (6) 全体会では、分科会長報告の後、分科会長報告に対する質疑、討論、採決を行う。

予算決算議案審査の流れ



8 予算決算議案審査の行程

【決算議案の審査、施策・事務事業評価】



【当初予算議案の審査の流れ】

